

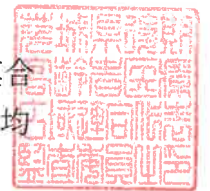


茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年7月13日

茨城県後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 小沼 均



令和 3 年度定期監査報告書

1 監査の対象

茨城県後期高齢者医療広域連合

2 監査した期日

令和 3 年 7 月 7 日

3 監査の範囲

次の期間における財務に関する事務の執行

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日まで（令和 2 年度分）

4 監査の方法

予算の経理及び予算の執行、備品の管理、業務委託契約等の財務に関する事務の執行状況について、関係法令に基づいて適正かつ効率的に行われたかを主眼とし、関係職員より説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務及び事務事業の執行は、適正に執行されたものと認める。

6 監査執行者

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員 小 沼 均

茨城県後期高齢者医療広域連合職務執行者 坂本 純治